

規制改革に関する第 2 次答申

～加速する規制改革～

(案)

平成 26 年 6 月 ● 日
規制改革会議

目次

I 総論

<u>1 はじめに</u>	1
---------------------	---

2 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

(1) なぜ規制改革が必要か	
①経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する	1
②国民に多様な選択肢を提供する	1
③意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する	2
④安全性をより効率的な手法で確保する	2
(2) 今回の規制改革で重視したこと	
①成長戦略及び国民の選択肢の拡大につなげる規制改革	2
②状況に応じた機動的な「意見」等の表明	2
(3) 最優先案件への取組	4

3 審議経過

(1) 審議テーマの設定と審議体制	4
(2) 公開ディスカッションの開催	5
(3) 規制改革ホットライン	5
(4) 重点的フォローアップ	5
(5) 他の会議との連携	6
(6) 国際先端テストの実施	6

<u>4 本答申の実現に向けて</u>	7
---------------------------	---

5 次のステップへ

(1) 次期の会議活動方針の策定	7
(2) 実施計画のフォローアップ	7
(3) 今後取り組むべき課題	8

II 各分野における規制改革

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

①選択療養制度の導入	8
②保育・介護事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立	8
③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善	9
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築	9
⑤生活の場での医療・介護環境の充実	9
⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築	9
⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備	10
⑧医療機関の経営基盤の強化	10
⑨看護師の「特定行為」の整備	10

(2) 具体的な規制改革項目

①選択療養制度の導入	10
②保育・介護事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立	
ア 財務諸表の情報開示	10
イ 補助金等の情報開示	11
ウ 役員報酬等の開示	11
エ 内部留保の明確化	12
オ 調達公正性の確保	12
カ 経営管理体制の強化	12
キ 所轄庁による指導・監督の強化	13
ク 多様な経営主体によるサービスの提供	13
ケ 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善	14
コ 社会貢献活動の義務化	14
③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善	
ア 医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用	15
イ 日本発の医薬品・医療機器の評価の充実	15
ウ 原価計算方式における革新性評価の充実	15
エ 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続	15
オ 医療材料等に対応する手技料の適切な算定	16
カ 医薬品・医療機器の価格予見性の向上	16
キ 「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進	16
ク 長期収載品の薬価の引下げ	17
ケ 患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応	17
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築	
ア 医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携	17

イ	医療計画における保険者の視点の導入	17
ウ	医療計画の内容の充実	18
エ	医療資源の適正配置	18
オ	医療機関の質の評価	18
カ	必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用	19
キ	病床規制の柔軟な運用	19
ク	7対1入院基本料の在り方の検討	19
ケ	地域医療支援センターの実効性向上	20
コ	プライマリ・ケア体制の確立	20
⑤生活の場での医療・介護環境の充実		
ア	在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化	20
イ	特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善	21
ウ	在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善	21
⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築		
ア	転用の体制の構築	22
イ	標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化	22
ウ	添付文書等への記載事項	22
エ	販売時説明	22
⑦保険者機能の充実・強化に向けた体制整備		
ア	未コード化傷病名の不適切な使用の削減	22
イ	診療報酬明細書データの分析可能な環境整備	22
ウ	保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	23
エ	診療報酬明細書の審査体制の強化	23
オ	歯科診療報酬明細書の電子化の推進	23
⑧医療機関の経営基盤の強化		
ア	経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化	24
イ	医療法人の経営の透明化・適正化	24
ウ	医療機関における業務範囲の明確化	25
⑨看護師の「特定行為」の整備		
ア	看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討	25
イ	看護師の「特定行為」における手順書の検討	25
ウ	看護師の「特定行為」の対象の検討	26
エ	看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理	26

2 雇用分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	27
(2) 具体的な規制改革項目	
①多様な働き方の拡大	
ア 労働時間法制の見直しー労働時間の新たな適用除外制度の創設ー	
イ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	28
ウ 労働者派遣制度の合理化	29
②円滑な労働移動を支えるシステムの整備	
ア 有料職業紹介事業等の規制の再構築	29
イ 労使双方が納得する雇用終了の在り方	30

3 創業・IT等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	
①起業・新規ビジネスの創出・拡大	
ア 動産及び債権を担保にした資金調達の推進	31
イ ベンチャービジネスの育成	31
ウ 高圧ガス関連規制の緩和	32
②ITによる経営効率化	
ア 国税関係帳簿書類の電子化保存	32
イ 手続きの電子化・オンライン化	32
③産業の新陳代謝	
ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し	33
イ 一般集中規制の見直し	33
④国民の選択肢拡大	
ア ダンスに係る風営法規制の見直し	34
イ 食料品アクセス環境の改善	34
⑤エネルギー・環境分野における規制改革	
ア 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化	34
イ 電気事業者の業務効率化	35
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革	
ア 金融機関に対する取引照会の合理化	35
イ 金融機関の業務効率化	35
ウ 建設に係る規制の緩和	35
エ 各種責任者の要件緩和	36
オ 物流の効率化	36
カ 各種手続きの緩和	36

(2) 具体的な規制改革項目

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

ア	動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善	
a	動産・債権譲渡登記制度の運用の改善	36
b	動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し	36
c	オンラインを用いた申請の利便性の向上	37
d	動産譲渡担保権の実行の方策	37
イ	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等	
a	事業者における適切な体制整備	37
b	業務執行法人等の統制	38
c	業務執行法人等の選定	38
d	成果の評価	38
e	制度の在り方	39
ウ	保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率10%超 投資対象企業の範囲等の拡大	39
エ	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和	
a	許可制度の緩和	39
b	提出用図面の書式緩和	40
オ	高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用	40
カ	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	40
キ	外部委託先の監督についての明確化	40
ク	中国向け輸出水産物に係る手続きの円滑化（衛生証明書発行機関の変更）	41
ケ	食品加工・輸出手続きの円滑化（食品衛生管理者の資格取得の円滑化）	41
コ	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	41
サ	梅酒の表示の適正化	42
シ	多様化する農業法人での雇用労働への対応	42
ス	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	42
セ	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和	
a	定款記載事項の変更	42
b	役員及び議員定数の基準	42
ソ	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	43
タ	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	43
チ	NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）	43

②ITによる経営効率化

ア	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し	44
---	--------------------------	----

イ	公的機関からの電子的手段による通知の促進	
a	公的機関からの電子的手段による通知の促進①	44
b	公的機関からの電子的手段による通知の促進②	45
ウ	公的機関からの電子的手段による通知の促進③	45
エ	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	45
オ	教育情報化の推進に関する制度見直し等	45
カ	現況地形及び施工図の 3D 化・配信の推進	46
キ	建築確認申請の電子化	46
ク	地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化	46
ケ	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和	46
コ	金融機関に対する取引照会の一元化	
a	国税に係る調査等に係る取引照会のオンライン化	47
b	地方税に関する取引照会のオンライン化	47
c	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化	47
d	生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化	48
サ	法人の電子申告フォームの簡素化	48
③	産業の新陳代謝	
ア	流通・取引慣行ガイドラインの見直し	48
イ	一般集中規制の見直し	
a	フォローアップ状況の公開	48
b	一般集中規制の在り方	49
c	事業報告制度の簡素化	49
ウ	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化	49
エ	アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告 義務についての電子的な代替手段活用	49
④	国民の選択肢拡大	
ア	ダンスに係る風営法規制の見直し	
a	深夜営業の合法化、深夜以外の営業の許可不要化	50
b	飲食無し営業の規制対象除外	50
c	規定の整備	50
イ	食料品アクセス環境の改善	51
ウ	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の 解禁	51
⑤	エネルギー・環境分野における規制改革	
ア	微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入	

a	抜油後の容器に対する基準等の設定	51
b	処理促進のための仕組み	51
イ	多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	52
ウ	食品リサイクル法の見直し	52
⑥	その他民間事業者等の要望に応える規制改革	
ア	金融機関に対する取引照会の一元化	
a	国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化	52
b	国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善	53
c	国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出	53
d	地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化	53
e	捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化	54
f	生活保護の決定・実施に関わる照会文書の書式の統一化	54
イ	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	54
ウ	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）	54
エ	保険会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	55
オ	外貨定期預金（1年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	55
カ	臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和	55
キ	連結決算状況表等の提出期限の緩和	56
ク	公開買い付け規制における株券等所有割合の計算方法の見直し	56
ケ	「公開買い付けによる買い付け等の通知書」における公開買い付け者による押印の省略	56
コ	条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和	56
サ	大規模建築物における CLT の活用のための JAS 規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定	57
シ	超高層建築物の大臣認定期間の短縮	57
ス	非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用	57
セ	機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し	58
ソ	既存建築物に係る確認申請ならびに完了検査の取得手続きに係る法整備	58
タ	建設業許可手続きにおける書類提出の緩和	58
チ	地方公共団体における住宅附置義務の見直し	59
ツ	主任技術者および監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和	59
テ	高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任	59

ト	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和	
a	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和①	60
b	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和②	60
c	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③	60
d	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④	60
e	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤	60
ナ	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	60
ニ	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	61
ヌ	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換	61
ネ	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	61
ノ	確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	62
ハ	確定給付企業年金制度（DB制度）での個人単位の権利義務移転・承継での手続き簡素化	62
ヒ	確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和	62
フ	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	62
ヘ	厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進	63
ホ	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	63
マ	フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化	63
ミ	航空機登録記号の変更	63
ム	外国人技能実習制度の見直し	64

4 農業分野

(1)	規制改革の目的と検討の視点	64
(2)	具体的な規制改革項目点	64

5 貿易・投資等分野

(1)	規制改革の目的と検討の視点	
①	対日投資促進	65
②	空港規制の緩和	65
③	外国法事務弁護士制度の見直し	65
④	相互認証の推進	65
⑤	輸出入の円滑化、通関手続きの合理化	66
⑥	入管政策の改定	66
⑦	国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し	66

⑧貿易に係る物流の効率化	66
(2) 具体的な規制改革項目点	
①対日投資促進	
ア 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し	
a 外国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃	67
b 内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃	67
c 在留資格取得要件の緩和	67
イ 在留資格認定申請書の申請手続きの柔軟化	
a 代理人の範囲	68
b 取次要件	68
ウ 外国人労働者の配偶者に係る就労制限の見直し	
a 資格外就労許可の周知	68
b 資格外就労の在り方の見直し	69
c 就労可能な在留資格の審査の合理化	69
エ 社会保障協定の締結に向けた取組の推進	69
②空港規制の緩和	
ア 東京国際空港の発着枠の拡大	69
イ 首都圏空港の更なる機能強化	70
③外国法事務弁護士制度の見直し	
ア 外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置	70
イ 外国法事務弁護士の承認・登録手続きの透明化	70
ウ 外国法事務弁護士の承認・登録手続きの簡素化	71
エ 外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備	71
④相互認証の推進	
ア 輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し	71
イ 医療機器審査基準の国際整合化	
a QMS 省令の IS013485 への対応	72
b QMS 省令と IS013485 との関係性の明確化	72
c 国際的調和の推進	72
d 輸入事業者の負担軽減	72
ウ 家庭用品品質表示の国際整合化	
a 指定品目の見直し	72
b 表示内容の見直し	72
c 表示・試験方法の見直し、海外への情報発信	73

エ	家庭用品品質表示の実効性確保	73
オ	電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合	73
カ	自動車の燃費、排ガスの測定にかかる基準の見直し	73
キ	米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進	74
ク	18GHz 帯送信空中線の開口径の規制見直し	74
ケ	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速	
	a J規格の最新の IEC 規格への整合化	74
	b J規格と最新の IEC 規格の迅速な整合化の推進	75
コ	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大	
	a 防爆電気機械器具	75
	b 第一種圧力容器	75
サ	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化	
	a 国際慣行との整合化	76
	b 関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化	76
シ	動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大	76
ス	食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し	77
⑤	輸出入の円滑化、通関手続の合理化	
ア	新 KS/RA 制度に係る事業者負担の軽減	77
イ	輸出申告内容の船積後修正の簡素化	77
ウ	化粧品輸入時の手続の簡素化	
	a 「輸入変更届」の添付資料の廃止	77
	b 「輸入届」の届出手続きに係る添付資料の簡素化	78
	c 輸入事業者の事務処理負担の軽減	78
エ	輸入貨物の部分品の返送にあたり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化	78
オ	盗難車部品の不正輸出防止	79
カ	輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進	79
キ	EPA における自己証明制度の導入拡大	79
ク	他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進	80
ケ	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	80
⑥	入管政策の改定	
ア	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	80
イ	寄港地上陸許可手続の運用改善	81
ウ	トランジット・ビザ発給方法の見直し	81

エ	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し	
a	手続の円滑化	81
b	海外臨船審査の導入・拡大	82
c	クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国	82
d	個人識別情報取得の更なる簡素化	82
オ	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現	83
カ	『総合職』に適した在留資格の創設	83
キ	カテゴリー1又は2の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化	83
ク	日本人女性の就労を促す家事支援策の検討（外国人家事支援人材の活用を含む）	84
⑦	国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し	
ア	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	84
イ	スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加	84
ウ	海外の証券会社による募集・売出しのための引受けに係る対内直接投資の事前届出手続の緩和（対内直接投資からの除外）	84
エ	保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大	85
⑧	貿易に係る物流の効率化	
ア	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一	85

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

1 具体的なシステムの考え方

(1)	見直し基準	
①	見直し対象	86
②	見直しの視点	86
③	法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定	87
(2)	見直しの実効性を担保する仕組み	87
(3)	規制シートの整備	
①	規制シートの主な記載項目	87
②	規制シートの作成単位	87
(4)	「許認可台帳」の活用	88

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革	88
(2) 規制シートの整備状況の進捗管理	88
(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携	89
(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価	89
(参考資料1) 委員及び専門委員名簿	92
(参考資料2) 規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過	95

I 総論

1 はじめに

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

規制改革会議（以下「会議」と略称する。）は、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、平成 25 年 1 月 23 日、政令に根拠をもつ審議会として発足した。設置期間は、平成 28 年 3 月 31 日までとなっている。

会議においては、昨年 1 月の会議発足以降、安倍内閣の経済財政政策に関するいわゆる「三本の矢」のうち第三の矢「成長戦略」を構成する重要な基盤として、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急度の高い規制改革から優先的に検討を行い、約 4 か月間の調査審議の結果をとりまとめ、最初の「答申」（以下「第 1 次答申」という。）として、昨年 6 月に内閣総理大臣に提出した。

第 1 次答申提出以降は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっているにもかかわらず永年にわたり改革ができていない、いわゆる「岩盤規制」の改革に精力的に取り組み、関係者の意見聴取も含め幅広い検討を行った。

本答申は、第 1 次答申提出後の会議の調査審議の結果を取りまとめたものであり、約 3 年にわたる活動期間の中間的な位置づけを持つ「第 2 次答申」として内閣総理大臣に提出する。

2 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

（1）なぜ規制改革が必要か

規制改革の目的は、国民生活の安定・向上、経済活動活性化への貢献及びそれらを通じた国の成長・発展を図ることにある。今回、規制改革を進めるに当たっては、このような観点から、以下の諸点を念頭に、国民の視点に立って制度のあるべき姿に立ち返った本質的かつ骨太な議論を行った。その際、現場のニーズを十分踏まえて改革の議論を行った。

①経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する

規制の必要性は経済環境や新技術の開発と共に変化する。国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、

規制改革によって、企業、NPO など事業者の創意工夫を促し、経済成長を実現することは、待ったなしの課題である。

また、世界から我が国へ投資を呼び込むためには、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を目指していく必要がある。

②国民に多様な選択肢を提供する

ICT 等の技術革新を通じて、国民が新しく多様な製品やサービスをより早くより安価に受けられる機会を提供する。

その際、様々な環境変化に応じ絶えず規制を見直していくことは、国民の選択肢を広げるために、一段と重要性を増している。

③意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

規制改革により、意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることを支援する必要がある。

また、規制は、外からの新規参入者のみならず、産業内の意欲と創意に満ちた事業者の活躍の場を狭めるものとなってはならない。

④安全性をより効率的な手法で確保する

規制の主な目的の一つは、安全性の確保にある。その際、同じ目的をより効率的な手法で達成するためにも、規制の前提自体の変化を踏まえた規制の絶えざる見直しが必要である。

(2) 今回の規制改革で重視したこと

今回の規制改革の検討に当たり、特に重視したポイントは、以下の二点である。

①成長戦略及び国民の選択肢の拡大につなげる規制改革

会議においては、

ア 生産性の向上などを通じた産業競争力の強化、質の高いサービスの実現、最新技術の普及など成長戦略及び

イ 魅力ある産業の実現、多様な主体によるサービスの提供、利用者視点に立った仕組みの構築など国民の選択肢の拡大

につなげる規制改革を重視した。

例えば、競争力と魅力のある農業を実現するための規制改革、社会福祉法人、株式会社、NPO など多様な主体が介護・保育事業等のサービスの質を高めるための規制改革、利用者の視点に立って最新の医療技術を普及する観点から、保険診療と保険外診療とを併用しやすくするための規制改革などに取り組んだ。

また、働く者にとって、転職が個人の能力と競争力を高め、人々が動きやすい労働市場と雇用システムを作るための規制改革にも引き続き取り組んだ。

②状況に応じた機動的な「意見」等の表明

諸般の状況に適切に対応し、会議としての「意見」等を機動的に表明するとの方針の下、以下の「意見」等を表明することにより、規制改革の議論を加速した。

ア 健康・医療分野

- a 革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する規制改革会議の意見(平成 25 年 8 月 22 日)
- b 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見 (平成 25 年 9 月 12 日)
- c 一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて (平成 25 年 10 月 31 日)
- d 医療提供体制に関する意見 (平成 25 年 12 月 20 日)
- e 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見 (平成 26 年 3 月 17 日)
- f 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立に関する意見 (平成 26 年 4 月 16 日) ※最優先案件 (後述 (3) 参照)
(参考)
 - ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立に関する論点整理 (平成 25 年 12 月 20 日)
 - ・介護・保育事業等におけるイコルフットィング確立の更なる論点(平成 26 年 2 月 28 日)
- g 保険外併用療養費制度における新たな仕組みに関する意見 (平成 26 年 5 月 28 日) ※最優先案件 (後述 (3) 参照)
(参考)
 - ・「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性について(平成 25 年 12 月 20 日)
 - ・選択療養制度 (仮称) の創設について (論点整理) (平成 26 年 3 月 27 日)
 - ・「選択療養 (仮称) 」における手続・ルール等の考え方 (論点整理②) (平成 26 年 4 月 16 日)

イ 雇用分野

- a 労働者派遣制度に関する規制改革会議の意見(平成 25 年 10 月 4 日)
- b 労働時間規制の見直しに関する意見(平成 25 年 12 月 5 日)
- c ジョブ型正社員の雇用ルールに関する意見(平成 25 年 12 月 5 日)

ウ 創業・IT 等分野

- a 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について(平成 25 年 11 月 27 日)
- b IT 関連の規制改革事項について (平成 25 年 12 月 20 日) (IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン関係)
- c ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見 (平成 26 年 5 月 12 日)
- d パーソナルデータに関する意見 (平成 26 年 5 月 22 日)

エ 農業分野

- a 農地中間管理機構 (仮称) の創設に関する規制改革会議の意見 (平成 25 年 9 月 19 日) ※最優先案件 (後述 (3) 参照)
- b 今後の農業改革の方向性について (平成 25 年 11 月 27 日)
- c 農業改革に関する意見 (平成 26 年 5 月 22 日)

オ その他

- a 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築（規制のPDCA）に関する意見（平成26年3月27日）

（3）最優先案件への取組

昨年7月以降の会議においては、特に緊急性・重要性の高い項目を「最優先案件」と位置付け、会議において委員全員で審議のうえ、早期の解決を目指すこととした。最優先案件とした項目は以下の三点である。

①保険診療と保険外診療の併用療養制度

国内で開発された先進的な医薬品・医療機器を用いた医療技術、及び海外で使用され国内では未承認の医薬品・医療機器を用いた医療技術等を保険診療と併用しやすくする規制改革を利用者の立場で検討した。

会議においては、昨年10月から審議を開始し、昨年12月に「改革の方向性」を表明し、本年3月及び4月に「論点整理」を行い、本年5月に「意見」を表明した。（詳細は○ページ）

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

社会福祉法人・株式会社・NPOが同じ土俵でサービスの質を高めあい、提供するための環境づくりを行った

会議においては、昨年11月から審議を開始し、昨年12月及び本年2月に「論点整理」を行い、本年4月に「意見」を表明した。（詳細は○ページ）

③農地関連規制の見直し

「農地中間管理機構」創設及び関連事業について、農業の成長産業化のための取組みが効果的に機能するよう、規制改革の観点から検討した。

会議においては、昨年8月から審議を開始し、昨年9月に「意見」を表明した。（詳細は○ページ）

3 審議経過

（1）審議テーマの設定と審議体制

会議においては、第1次答申で規制改革の重点分野とされた「健康・医療」「雇用」の各分野を引き続き取り上げるとともに、「創業等」の分野については、ITに関連する規制の検討にも注力するため「創業・IT等」の分野とし、新たに「農業」「貿易・投資等」の分野を加え、この五分野を重点検討課題として検討を行った。

また、五つの重点分野ごとにワーキング・グループを設置し、各分野の専門家も加えて、効果的・効率的に検討する体制を整えた。審議テーマは、成長戦略に盛り込むテーマを分野ごとに選定し、優先的に審議することとした。

(2) 公開ディスカッションの開催

国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の検討課題について、公開の場において議論を行い、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明確にして論点を整理し提示することにより、規制改革の推進のための世論を喚起することを目指し、公開ディスカッションを開催することとした。昨年7月以降、施行的に以下の2回にわたり開催したところであり、この結果を踏まえ、より効果的な運営方法等について検討の上、引き続き本年7月以降も開催することとしている。

第1回：平成25年11月28日（木）

- ①保険診療と保険外診療の併用療養制度
- ②老朽化マンションの建替え等の促進

第2回：平成26年3月25日（火）

- ①介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立
- ②労働時間法制について

(3) 規制改革ホットライン

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成25年3月22日に設置した。

第1次答申提出以降、規制改革ホットラインへの提案事項にそれまで以上に注力するため、会議に新たに「ホットライン対策チーム」を設置し、会議の場で精査・検討を要する案件を審議することとした。

昨年10月には、ホームページ上での広報や各種団体への集中的な周知活動を行うことにより国民・企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として「規制改革ホットライン集中受付」を実施、841件の提案を受け付けた。

本年5月31日現在、昨年3月以降2,461件の要望が寄せられ、随時関係府省に検討要請（要望のうち規制改革に関係しないと認められるものを除いた1,377件）し、回答を得た1,138件について、内閣府のホームページにおいて公表した。また、ホットライン対策チームから、関係府省から回答を得た事項のうち各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する事項について順次会議に報告し、各ワーキング・グループにおいて精査・検討を行った。

さらに、規制改革ホットラインからの提案事項に対し所管府省が主体的に対応した（又は予定している）例について、本年2月の会議において報告を受けた。

(4) 重点的フォローアップ

第1次答申に掲げた規制改革事項はいずれもフォローアップを行うこととされたが、以下の事項については、昨年9月の会議において定めた取組方針に沿って、特に重点的にフォローアップを行った。

- ①再生可能エネルギーに係る規制【付属1の○ページ参照】
- ②次世代自動車の世界最速普及【付属1の○ページ参照】
- ③認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加【付属1の○ページ参照】
- ④すべての社会福祉法人の経営情報の公開【付属1の○ページ参照】
- ⑤再生医療の推進【付属1の○ページ参照】
- ⑥医療機器に係る規制改革の推進【付属1の○ページ参照】
- ⑦いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認【付属1の○ページ参照】
- ⑧一般用医薬品のインターネット販売【付属1の○ページ参照】
- ⑨ジョブ型正社員の雇用ルールの整備【付属1の○ページ参照】
- ⑩労働者派遣制度の見直し【付属1の○ページ参照】
- ⑪老朽化マンションの建替え等の促進【付属1の○ページ参照】
- ⑫ビッグデータ・ビジネスの普及【付属1の○ページ参照】

このうち、①、③、④、⑤、⑥、⑧、⑩及び⑪については、平成25年度末までの所要の改革がなされたことにより一定の成果が得られたと考えられる。また、②、⑦、⑨及び⑫については、平成26年度以降の改革事項が含まれるなど関係省庁の取組を引き続き注視すべきと考えられる。（詳細については、付属1「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)のフォローアップの結果について」の該当ページ（【】内）を参照）

（5）他の会議との連携

成長戦略を議論している産業競争力会議に対しては、課題別会合及び分科会において関係する委員が参加し会議の意見を表明するなど、連携して規制改革を推進してきた。また、規制改革と関連する経済財政諮問会議、国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特区ワーキング・グループ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）、対日直接投資推進会議などとも、情報共有を図ってきた。

（6）国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」「世界で一番国民が暮らしやすい国」を作るために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものであり、総理指示(平成25年1月25日日本経済再生本部)においてその活用が言及されていたものである。

この手法の定着を図るため、今回は、検討項目の内から五件について実施した。具体的には、規制所管府省から規制の現状についての国際比較と規制を維持する理由の回答を求め、その妥当性や改革の方向性についての議論を行った。

規制所管府省自らが、当該規制の意義・効果等について改めて考える契機となったが、本来、国際的な政策・制度の趨勢に照らして、当該府省において不断の見直しを行うことは当然の責務である。

国際先端テストの手法は、あらゆる規制改革の項目に適用すべき強力なツールであり、今後、その定着に努めるべきである。

4 本答申の実現に向けて

会議は、本答申を取りまとめ、総理に提出する。ここからは、「実施」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現を図っていかなければならない。

このため、改革実現までの工程表、すなわち昨年6月の「規制改革実施計画」と同様の計画を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは、トレードオフ、利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が進まない主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められる。これは、ひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5 次のステップへ

(1) 次期の会議活動方針の策定

第1次答申提出以降、最優先案件を始めとした重点分野について、6月に改定される成長戦略と密接に関連する規制改革を進めてきた。

本答申提出後、会議としての活動を再開するに当たっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、改めて会議としての活動方針を定めて、本年7月から来年6月までを一つの期間として、更なる改革に取り組んでいく。

その際、今期と同様に、産業競争力会議、経済財政諮問会議などとの連携を図っていく。

(2) 実施計画のフォローアップ

規制改革については、これまで何度となく答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースもまま見られる。このため、会議は、規制改革実施計画の進捗について、毎年、政府から見直し状況の報告を受け、確認していくこととする。また、今期と同様、重点的なフォローアップ

が必要な規制改革事項については、重点的フォローアップ事項への取組方針を定め取り組んでいくこととする。

(3) 今後取り組むべき課題

規制改革は、時代の変化に合わせて、まずその所管府省自らが主体的に見直すことが本来の在り方であり、見直しのための組織や制度も設けられてきた。しかし、実際には、自主的見直しは十分機能せず、あたかも各府省と規制改革会議等との間に対立があるかのような構図の中で見直しが行われてきた。不断に規制改革を進め、着実に実現していくためには、所管府省自身が、規制改革会議等と連携しつつ、主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みをつくる必要がある。このような仕組みについて、会議として検討を行った結果、新しいシステムの構築の必要性を表明しているところである(Ⅲ参照)。まずは、このシステムに基づく取組を早急に開始すべきである。会議としては、この取組の進捗状況を踏まえ、所管府省の取組に対し必要な役割を果たしつつ、所管府省がより主体的・積極的に規制改革に取り組んでいくよう、必要に応じシステムの見直しを図っていく。

これら残された事項や、新たに提起していく課題も含め、次期においても、国民が改革の果実を具体的に感じられるよう、引き続き果敢に改革に取り組んでいく。

Ⅱ 各分野における規制改革

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」という国民のニーズに応え、世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現するため、健康・医療分野では、「国民の利便性向上」、「医療福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の適正化」の3つを規制改革における基本的な考えとして取り組んできた。

これらを踏まえて、第二次答申の検討にあたっては、「革新的な医薬品や医療機器へのアクセス改善と国内における開発の促進」、「社会保障制度を持続可能とするための提供体制の再構築」、「サービスの質の向上と効率化」、「セルフケア領域の拡充」の4つの視点を定め、ICTの活用を含めて9つの検討項目を設定し、これに即して個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

① 選択療養制度の導入【P】

② 保育・介護事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立

国民が安心して福祉サービスを受けられるよう、その主要な担い手である社会福祉法人は、利用者や国民に対して経営内容やサービスの質を十分に開示する必要がある。

このため、財務諸表のインターネット上での公開、補助金・役員報酬の開示、利害関係者と

の取引内容の開示、サービスの第三者評価などを進め、経営の透明性やサービスの質を向上させる。

また、保育・介護分野は、営利法人と非営利法人が同種のサービスを提供する特殊な市場であり、多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便を高める必要がある。

このため、経営主体間のイコールフットイングを確立するよう、地方公共団体の助成・補助制度などにおける経営主体による差異の是正、財政上の優遇措置の根拠が乏しい社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化や違反した場合の罰則の明確化などの制度的な措置を行う。

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

医薬品・医療機器分野における今後の国際競争力を確保するためには、我が国における医薬品・医療機器の研究開発及び上市を後押しする環境整備が不可欠である。

このため、医薬品等の価格算定ルールにおいて、革新性・画期性の評価をより充実させるとともに、価格予見性の向上のため、価格の見通し等を事前に厚生労働省に相談可能な仕組みを整備する。また、再生医療等製品の普及促進のため、「条件及び期限付承認」を受けた製品の保険適用に向けた取扱について検討する。一方で、近年の保険財政の逼迫を考慮し、長期収載品の価格の適正化を図る。

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

地域の限られた医療資源を有効活用し、最適な地域医療を実現するためには、都道府県が医療計画を通じてリーダーシップを発揮し、主体的にこれらの課題に取り組むことが期待される。

このため、都道府県による医療計画の策定手続きに関し、策定時に支払側である保険者の意見を聴く仕組みの構築、地域ごとの人口当たり医師数等を公表する仕組みの構築、都道府県によるより主体的な医療計画の検討の促進等を行う。また、併せて、実力のある医療機関の増床の妨げとなる非稼働病床の削減方策の検討、医療機関の質を評価する取組の拡充、プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けた措置の検討などを行う。

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

高齢者人口の増加にともない、自宅や施設での医療・介護を希望する高齢者等に対し、必要な医療・介護が効率的に提供される環境の改善が求められている。

このため、在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化、特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善、在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの整備などを行う。

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

簡単な操作で精度の高い判定が可能な検査薬が数多く開発されているが、現在、一般向けに承認されている検査薬は3項目のみである。国民が一般用検査薬を使用して日常的にセルフケアを行える環境の整備が求められている。

このため、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みを早期に構築し、既に転用要望のある49検査項目について集中的な検討を行う。あわせて、検査薬の適正使用や購入者への情報提供、受診勧奨等の仕組みを整備し、早期の生活改善や医療機関の受診につなげることで、国民の健康保持・増進や疾病の重症化防止を図る。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備

保険者には、加入者の健康増進、レセプト点検の強化等、給付と負担の適正化に向けた保険者機能をより一層発揮していくことが求められている。

このため、レセプトデータ分析の妨げとなる未コード化傷病名コードの不適切使用の削減、レセプトデータを活用した保健事業の取組みへの支援、保険者による事前点検制度の導入等を行うことで、保険者機能の更なる充実、強化を図る。

⑧医療機関の経営基盤の強化

医療保険制度の持続可能性を高め、国民が将来にわたって最適な医療サービスを楽しむためには、医療機関の経営基盤を強化し、質の高い医療を提供できる体制づくりが求められる。

このため、経営経験が豊かな人材の活用の促進、法令遵守体制の構築、医療機関が提供できる医療に付随するサービスの範囲の明確化等を行う。

⑨看護師の「特定行為」の整備

在宅医療等のさらなる推進により、医師が常駐していない環境は今後ますます増加すると予想され、看護師が「チーム医療」の一員としてその能力を最大限に発揮し、一層活躍することが期待されている。

このため、医師の不在時に、医師があらかじめ出した指示の範囲で、看護師が自ら判断し業務を行える制度を構築する。あわせて医療の安全性の確保のため、看護師の判断能力や技能を高める研修制度等を整備する。

(2) 具体的な規制改革項目

①選択療養制度の導入【P】

②保育・介護事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立

ア 財務諸表の情報開示【ホームページ上での開示は措置済み。電子開示システムは平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】

社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見を事務所に備えて置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならない。

厚生労働省では、インターネット上での公開等の方法により財務諸表等を自主的に公表することを促しているが、平成 25 年 7 月末時点での自主的公表は全体の 4 割程度に留まっている。

また、社会福祉法人から所轄庁に財務諸表が提出されているものの、所轄庁において財務諸表などが体系的に集計されておらず、有効に活用されていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。

また、厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

イ 補助金等の情報開示【開示の義務づけは、平成 26 年度措置。国民へのわかりやすい開示は電子開示システムの構築にあわせて措置。地方公共団体への要請は平成 27 年度措置】

社会福祉法人は、社会福祉施設の整備や事業の運営に当たって、国が交付する補助金のほか、地方公共団体が交付する補助金を受けている。地方公共団体が交付する補助金も含めて、国として社会福祉法人に対する補助金の総額を把握する仕組みが構築されておらず、一部の有識者からは社会福祉法人に交付されている補助金等の情報が国民に対して分かりやすく開示されていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づける。

また、厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。

さらに、厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。

ウ 役員報酬等の開示【平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

社会福祉法人は、公費と社会保険料等により賄われる介護報酬や国等から交付を受けた措置費、補助金などを主な収入としているほか、介護報酬に対する非課税措置など税制上の優遇措置を受けている。これらを背景に、社会福祉法人に対しては、上場企業に準じた適切かつ透明な事業運営が期待されているが、上場企業が開示している役員に対する報酬や退職金については、開示義務が課されていない。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、そ

の算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務付ける。

エ 内部留保の明確化【内部留保の活用は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。目的別の積立の指導は平成 26 年度措置】

特別養護老人ホームなどの福祉施設は、安定的な経営を継続していくことが求められていることから、総合的な経営判断に基づき、計画的に目的積立金を積み立てる必要がある。

しかしながら、会計検査院からは、特別養護老人ホームの積立金等について、施設の改修等に備えた目的積立金を貸借対照表に計上していないなどの指摘があるほか、一部の有識者からも、「社会福祉法人は過大な内部留保を貯め込んでいる」との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。

また、厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立(退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用)を行うことを指導する。

オ 調達の公正性・妥当性の確保【平成 27 年度決算から措置】

社会福祉法人の事務、事業の中で発生する売買、賃貸借、請負などの契約については、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合等を除き、基本的に一般競争入札によることが規定されている。非営利法人として調達の公平性や妥当性を確保するため、一部の有識者からは、役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引内容を開示するなど、より透明性を高めるべきとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。

カ 経営管理体制の強化【責任の範囲等の明確化と外部機関による会計監査の義務付けは平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。第三者評価のガイドラインは平成 26 年度措置。介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成 27 年度措置。保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】

社会福祉法人の経営管理体制として、理事会や評議員会、理事などの機関で審議すべき事項などは通知等で定められているが、それぞれの機関の役割や権限等が法令で明確に定められていない。

また、福祉サービスに対する行政機関以外の評価として、平成 13 年に福祉サービス第三者評価制度が導入されたが、実施件数の大半を東京都の事業者が占めており、東京都以外の都道府県では制度の普及が遅れているとの指摘がある。

さらに、行政機関以外の監査として、大規模な社会福祉法人は2年に1回、その他は5年に1回の外部機関による会計監査の活用が望ましいとされているが、適正な決算処理が疑われる事例なども指摘されており、会計の専門家による監査が求められている。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。

また、厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。

さらに、厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。

キ 所轄庁による指導・監督の強化【工程表の策定は平成26年度検討・結論、平成27年度措置。助言や勧告のための措置は平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる】

平成25年4月の第二次地方分権一括法の施行に伴い、都道府県の中でも主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であって、その事業が市を越えないものは、所轄庁が一般市に権限移譲された。所轄庁において社会福祉法人の経営に対して適切な指導や監査を行うためには、専門的な知識を有する人材を一定数配置する必要があるが、十分な人材が確保できていないとの指摘がある。

また、社会福祉法では、社会福祉法人に対する措置命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員解職勧告及び解散命令を定めているが、措置命令以前の段階で、勧告を行う規定がないため、所轄庁において段階的な指導が困難との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。

また、厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。

ク 多様な経営主体によるサービスの提供【公的性格の強化は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行(平成27年4月1日)に合わせて措置。地方公共団体への通知は平成26年度措置】

自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

入所施設を運営する経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競うことで、利用者の利便を高めることが必要であるが、それぞれの施設が担う役割が十分に整理されていないとの指摘がある。

また、地方公共団体では、「介護保険事業計画」や「介護保険事業支援計画」の策定に当

たつて、介護サービス量の見込みを算出しているが、一部の地方公共団体においては、有料老人ホーム等の特定施設のサービス量の増加を見込んでいないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、併せて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。

また、厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。

ケ 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善【平成 26 年度上期措置】

地方公共団体が指定管理者制度を活用して福祉施設の運営を委託する際には、株式会社等の民間事業者を指定管理者とすることができる。

しかしながら、一部の地方公共団体では、公募要件で社会福祉法人に限定するなど、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。

コ 社会貢献活動の義務化【社会貢献活動の義務付けと社会貢献活動を行わない法人への対応は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。一定の事業規模を超える法人に対する要請は平成 26 年度措置】

社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。

しかしながら、これらのサービスを提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態がみられる。介護保険事業などにおいて株式会社等と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同じ競争条件のもとで、利用者のためのサービス提供がなされるよう、条件整備を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務付ける。

そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。

また、厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。

さらに、厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人

には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

ア 医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用【平成 28 年度診療報酬改定における試行的導入を視野に入れて検討・導入に合わせて結論】

現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールにおいては、医薬品・医療機器の価格は、その原価又は類似品の価格に基づき決定されており、医薬品・医療機器そのものの持つ価値が必ずしも適切に価格に反映される仕組みとなっていないとの指摘がある。

したがって、イノベーションの適切な評価を行う観点から、例えば、患者の QOL の向上効果がどの程度あるかを客観的に評価する指標や、実質的な医療・介護費用の削減効果の指標を、イノベーションの評価に活用する仕組み等を検討し、結論を得る。

イ 日本発の医薬品・医療機器の評価の充実【措置済み】

我が国の医薬品・医療機器の開発力が低下している中、メーカーが我が国において研究開発を行うためのインセンティブが必要である。しかしながら、現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールにおいては、世界に先駆けて、日本で承認を取得した医薬品・医療機器の評価が十分に行われていない。

したがって、医薬品・医療機器を日本で研究開発又は製造し、海外に先駆けて日本で承認を取得した場合に、医薬品・医療機器の価格算定において、営業利益率の引上げや加算を行う制度を創設（医薬品）又は継続（医療機器）する。

ウ 原価計算方式における革新性評価の充実【措置済み】

類似品がある医薬品・医療機器の価格算定方法である類似薬効比較方式（類似機能区分比較方式）においては、最大で価格の 120 パーセント（150 パーセント）の加算が措置されているのに対し、既存の類似品がない医薬品・医療機器の価格算定方法である原価計算方式においては、営業利益率を±50 パーセント調整するのみであり、革新性・画期性の評価が十分に行われていない。

したがって、イノベーションの適切な評価を行う等の観点から、原価計算方式において、営業利益率の調整の上限を+100 パーセントとし、革新性・画期性の評価を一層充実させる。

エ 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続【措置済み】

平成 22 年度から、新薬創出・適応外薬解消等促進加算により、一定の要件を満たす新薬の価格が一定期間据え置かれる一方、当該加算の適用を受けた新薬の製造販売業者に対しては、厚生労働省が、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬の開発を要請することとされ

ている。ただし、当該加算は時限措置となっており、2年ごとに継続の是非を検討することとされている。

したがって、新薬開発には相当の期間を要するため、新薬創出・適応外薬解消等促進加算が新薬開発のインセンティブとなっているかどうかについての判断は時期尚早であることから、平成26年度診療報酬改定において、新薬創出・適応外薬解消等促進加算を継続する。

オ 医療材料等に対応する手技料の適切な算定【平成28年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

同種の手術であっても、使用する医療材料等によって難易度が異なる（例えば、再生医療等製品を使用する手術と、従来の医療機器を使用する手術とでは難易度が異なる）が、手術の難易度等に応じた適切な手技料を算定できない場合があるとの指摘がある。

したがって、再生医療等製品を使用する手術において、手術の難易度に応じた適切な手技料を算定できるよう検討し、結論を得る。

カ 医薬品・医療機器の価格予見性の向上【相談可能な仕組みの明確化は平成26年度措置。革新性・画期性の基準の明確化について、医薬品は平成26年度検討・結論、医療機器は平成26年度検討開始・平成27年度結論】

現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールは非常に複雑である上、具体的な価格の検討は非公開の薬価算定組織等において行われている。このため、

- ・類似薬効比較方式（類似機能区分比較方式）と原価計算方式のいずれが適用されるか
- ・革新性・画期性の評価がどのような場合にどの程度なされるか
- ・原価計算方式における販売費、研究費、流通経費等に、製品ごとの開発経緯や製造の実態、市場規模等がどの程度反映され得るか

等について、医薬品・医療機器の製造販売業者が事前に把握することが困難である。

したがって、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備し、明確化する。

また、医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価が、どのような場合にどの程度なされるのかについて、明確な基準を検討し、結論を得る。

キ 「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進【薬事法等の一部を改正する法律の施行（平成26年11月下旬予定）に合わせて検討・結論】

昨昨年成立した薬事法等の一部を改正する法律により、安全性が認められ、有効性が推定された再生医療等製品の「条件及び期限付承認」の制度が設けられ、本年11月に施行される見込みである。現時点では、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品が患者に提

供される際の保険適用の有無が明確でないが、再生医療等製品の普及を一層後押しし、市販後の有効性や更なる安全性の検証がより進みやすい環境を整えるためには、保険適用することが望ましい。

したがって、再生医療等製品への国民のアクセスを確保するため、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いについて、再生医療の専門家を含めた議論の場を設けて検討し、結論を得る。

ク 長期収載品の薬価の引下げ【措置済み】

保険財政の適正化を図るため、上市当初の後発医薬品の薬価を長期収載品と比べ低くすること等により、後発医薬品の普及が進められてきたが、その目的が十分に達せられていない。このため、より直接的に保険財政の適正化を図る仕組みが求められる。

したがって、長期収載品の薬価については、後発医薬品が上市されて一定期間を経過した段階で大幅に引き下げる仕組みを構築する。

ケ 患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応【平成 26 年度措置】

高額療養費制度等の適用（長期収載品でも後発医薬品でも患者負担額は同じ）により、患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合があり、後発医薬品の普及が進まない一因となっているとの指摘がある。

したがって、高額療養費制度の適用下における後発医薬品のシェアを調査する。

その上で、医療用医薬品が保険診療でカバーされていること、及びその価格（薬価）を正しく患者に理解してもらうことを通じて、後発医薬品の普及をさらに推進する。

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

ア 医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携【次期医療保険制度改革において検討・結論】

今国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案により、医療計画は6年に1度見直しを行うこととされ、3年に1度見直しを行う介護保険事業支援計画と見直し時期が平成 30 年度以降一致することとなった。一方、医療費適正化計画は5年に1度見直すこととされており、他の計画と見直し時期が一致しておらず、他の計画との関係性も明確になっていない部分がある。

したがって、都道府県が、医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の見直し時期を一致させるとともに、相互の関係性をより明確にすることを検討し、結論を得る。

イ 医療計画における保険者の視点の導入【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進

するための関係法律の整備等に関する法律案の施行(平成 27 年 4 月 1 日)に合わせて措置】

医療計画の策定に当たっては、患者の視点に加え、医療費適正化の視点も重要性を増している。しかしながら、医療計画を策定する際には、都道府県医療審議会及び市町村の意見を聴かなければならないこととされ、保険者の意見を聴くことは制度化されていない。

したがって、医療計画の策定に当たり、保険者の意見を取り入れる仕組みを構築する。

ウ 医療計画の内容の充実【平成 26 年度措置】

ICT を活用した情報共有により、医療機関のネットワーク化、セルフケアの推進、予防活動の充実等が期待される中、都道府県が策定する医療計画において、医療 ICT 化の推進が必ずしも盛り込まれていない。また、医療計画において規定される二次医療圏の範囲については、都道府県が地域の実情に応じて主体的に検討すべきであるが、国が示した医療計画作成指針等の範囲内での検討にとどまっている場合があり、必ずしもすべての都道府県が主体性を発揮できているとは言えないとの指摘がある。

したがって、平成 26 年 3 月に厚生労働省から公表された「健康・医療・介護分野における ICT 化の推進について」を踏まえた医療計画となるよう、都道府県に周知する。

また、二次医療圏の範囲については、患者の利便性を第一に考え、医療機関からの時間距離のデータを活用しつつ、都道府県が地域の実情に応じてより主体的に検討すべきことを改めて周知する。

エ 医療資源の適正配置【平成 26 年度措置】

現在、都道府県において、地域における医療資源の状況を的確に把握し、公表する仕組みが整備されておらず、地域ごとの医師・看護師の偏在、診療科ごとの医師の偏在、高額医療機器への過剰投資等の問題の解決が困難との指摘がある。

したがって、地域ごとの人口当たり医師・看護師数、医療機器数、診療科ごとの医師数を把握し、都道府県が公表する仕組みを構築する。

また、地域ごとの疾病の発生状況、患者の流出入の状況等に応じて、相対的に医師不足と判断される地域や診療科への就業インセンティブを充実させる。

オ 医療機関の質の評価【a は平成 27 年度早期措置。b は平成 26 年度措置】

医療機関ごとの医療の質の評価に関する情報が公表されれば、患者が医療機関を選択する際の有益な情報となり、医療機関間の適切な競争による医療提供体制の充実が期待される。我が国では、医療機関の評価を推進する事業は始まったが、医療機関間の横比較を可能とし、医療機関の選択に役立つ評価情報を提供する仕組みが十分整備されていない。

したがって、医療機関の質の向上を図るため、

a DPC データ等を用いた定量的な指標に基づき、医療機関外の組織等が医療の質の評価・

公表等を実施する際、その評価に用いるベンチマークの信頼性を高めるため、実施医療機関を拡大する措置を講じる。また、公表する評価指標の範囲の拡大を促す措置を講じる。

- b 特に、自治体病院等の公設・公的病院については、公的資金が投入されていること等を踏まえ、一層の経営・サービスの効率化と医療の質の向上が必要であることから、いち早くこれらの取組を進める。その際、より多くの病院の参加を促す措置を講じる。

カ 必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用【必要病床数の将来推計及び特例病床制度の活用の周知、病床稼働状況の調査は平成 26 年度措置。非稼働病床の削減方策は平成 26 年度検討・結論】

現行の医療計画においては、計画策定時点の基準病床数に基づき、以降5年間にわたり病床規制が課せられる仕組みとなっている。今後、急速な高齢化等により、基準病床数が実情と乖離するおそれがあるとの指摘がある。

また、病床過剰地域における増床は原則として認められないことから、実力のある医療機関の増床が妨げられ、医療機関の適正な競争が阻害されるとともに、病床の既得権化を招き、非稼働病床が温存されているとの指摘がある。

したがって、今後、急速な高齢化が進むと予想される都市部を中心に、必要病床数の将来推計の重要性を周知するとともに、医療計画の見直し時期にかかわらず、病床規制の例外措置である特例病床制度を、地域の実情に応じて活用するよう周知する。

また、医療機関ごとの病床の稼働状況について調査するとともに、実効性のある非稼働病床の削減方策を検討し、結論を得る。

キ 病床規制の柔軟な運用【措置済み】

病床規制が必要以上に厳格に運用され、利便性に欠く事例があるとの指摘がある。

したがって、既存の医療機関の建替え・補修の場合、二次医療圏の境目においてそれぞれ別の二次医療圏に属する医療機関が統合する場合、医療機関の経営統合により開設者が変わる場合等においては、病床規制の柔軟な運用を徹底する。

ク 7対1入院基本料の在り方の検討【平成 28 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

患者7人に対し看護職員1人以上を配置する医療機関に適用される入院基本料の7対1看護基準は、急性期医療を担う医療機関への医療支援の集中を目的とした制度であり、平成26年度診療報酬改定において一定の見直しが行われた。しかしながら、算定要件が厳格でないために、実質的に急性期医療を行っていない医療機関にも適用されているとの指摘がある。

したがって、急性期医療を担う医療機関にのみ7対1入院基本料が適用されるよう、平成

26 年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、7 対 1 入院基本料の在り方について検討し、結論を得る。

ケ 地域医療支援センターの実効性向上【措置済み】

医師のキャリア支援等を行う地域医療支援センターの事業は、その実施主体が明確にされていないが、医師の雇用者である病院が行うことにより、実効性を高めることが可能との指摘がある。

したがって、地域医療支援センターの事業について、都道府県から地域の中核を担う病院への委託が可能であることを明確化する。

コ プライマリ・ケア体制の確立【a は平成 26 年度措置。b は a の検討終了後早期に検討開始、平成 27 年度結論、平成 28 年度措置。c は平成 26 年度検討開始、平成 27 年度結論】

患者の身体的、心理・社会的背景などを踏まえて総合的に診療を行う、適切な一次医療（プライマリ・ケア）体制の確立は、地域の住民の大きな安心につながる。しかしながら、我が国では、プライマリ・ケアを専門に担う医師の養成が十分ではなく、プライマリ・ケア体制が確立していない。

また、本来高度医療を担うべき大規模病院がプライマリ・ケアも行っており、高度医療に特化しにくくなっている。必要な時に必要な医療機関を選択できるという意味でのフリーアクセスを確保するために、プライマリ・ケアを専門に担う医師が日常よく遭遇する広範な病気の診療を行い、その上で、必要に応じて適切な高次の医療機関を紹介し連携して問題の解決に当たるといふ、ゲートキーパー機能を果たすことが求められる。

したがって、プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、

- a プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度（疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み）や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。
- b プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。
- c プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して 24 時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

ア 在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化【平成 26 年度検討・結論、結論を得

次第措置】

健康保険法第 63 条第 3 項では、療養の給付を受けようとする者は「自己の選定する」医療機関から受けることが規定されている。その解釈から、管轄地方厚生局長による保険医療機関指定時において、外来応需体制（外来患者を受け入れる体制）を有していることを求める運用が行われている。

また、医療法における診療所開設許可に当たり、都道府県により審査基準に違いがあり、診療所開設の制約となっている。

したがって、在宅診療を主として行う保険医療機関に対し、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得た上で、必要な措置を取る。

また、診療所開設において、例えば必ずしもエックス線装置を設けなくともよい等、開設要件を明確化し、都道府県に周知する。

イ 特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善【平成 26 年度検討・結論】

特別養護老人ホームには、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」により、「入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うため」医師を配置することとされているが、非常勤の嘱託医が多く、入所者が必要とする際に医師が不在であることが多いとの指摘がある。さらに、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」において、末期の悪性腫瘍や緊急の場合等を除き、他の医師は「みだりに診療を行ってはならない」とされている。

したがって、平成 27 年度から入所基準が原則要介護度 3 以上となる制度見直しが行われること等を踏まえると、今後、医療ニーズの高い入居者の増加が見込まれるため、特別養護老人ホームでの適切な医療提供の在り方について検討し、結論を得る。

ウ 在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善【措置済み】

在宅医療においては、医療機関は患者又は患者の看護に当たる者に対して医療材料及び衛生材料を提供しなければならないが、十分に提供される仕組みになっていないのではないかと指摘がある。

したがって、平成 26 年度診療報酬改定において、訪問看護ステーションが在宅療養中の患者に対して使用する衛生材料等の見込み量や実績量を報告し、医療機関が報告に基づき適時必要な量を提供できる仕組み等を整備する。

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築 ※国際先端テスト実施事項

一般用検査薬は、平成 3 年までに 3 検査項目が認められて以降、20 年以上にわたり新規項目が認められていない。かつ、医療用検査薬からの転用の仕組みも設けられていない。

したがって、疾病の重症化を防ぎ国民の健康保持・増進に寄与する観点から、医療用検査薬

から一般用検査薬への転用の仕組みについて、医学及び薬学の専門家に加え、製造者及び多様な販売者等からの意見を聴く公開の場で検討を行い構築する。その際、海外における購入者への情報提供の在り方等についても参考とする。

ア 転用の体制の構築【平成 26 年措置】

検査項目及びその判定方法等をあらかじめ定め、合致する製品を製造販売業者が申請することで審査の効率を高め、既に転用要望のある 49 検査項目について集中的な検討を行い、新たな検査項目の要望についても遅滞なく検討を行う体制を構築し運用を開始する。

イ 標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化【平成 26 年措置】

個別製品の申請から審査終了までの標準審査時間について通知し、さらに、製造販売業者が医薬品医療機器総合機構に事前に相談できる制度を明確化する。

ウ 添付文書等への記載事項【平成 26 年検討・結論、随時措置】

各検査項目の特性を踏まえ、医療機関受診の目安となる測定結果、留意事項、検査薬によっては正しく判定されない可能性及び定期健康診断等の受診推奨等について、パッケージ及び添付文書等への分かりやすい記載を製造販売業者に求める。

エ 販売時説明【平成 26 年検討・結論、随時措置】

一般用検査薬の販売時に、一般用医薬品の分類に応じて薬剤師等が購入者へ情報提供し、必要に応じて検査結果のフォローアップを行い受診勧奨する仕組みを構築する。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた体制整備

ア 未コード化傷病名の不適切な使用の削減【平成 26 年度検討・結論】

診療報酬明細書において傷病名マスターに収載されていない病名を使用する場合、未コード化傷病名コードを使用して病名をワープロ入力することとなっているが、本来の目的ではない理由で未コード化傷病名を使用して請求を行う実態がある。そのため、保険者がデータを分析する際の妨げになっている場合がある。

したがって、未コード化傷病名が使われている原因を分析し、原因に即した対策を行うことや未コード化傷病名の使用が多い医療機関に対して改善を促すなど、未コード化傷病名の不適切な使用の削減に向けた検討を行い、結論を得る。

イ 診療報酬明細書データの分析可能な環境整備【平成 26 年度措置】

診療報酬明細書は、治癒した傷病も含め同一医療機関において過去に患った全ての傷病名が記載されている。治癒した傷病名については、転帰欄にその旨を記載することとされている。

るが、転帰欄が適切に使用されていない実態がある。

そのため、複数の傷病名が記載されている診療報酬明細書について、保険者は、診療報酬明細書を見ても医療機関がどの病気だと判断して処置等を行ったのかが分からず、効果的にデータを分析することができない場合がある。

したがって、転帰の記載等、診療報酬明細書へ適切に記入、入力するよう指導を行うと同時に、保険者が診療行為や医薬品等から傷病名を把握できるようなシステムを利用し、レセプト情報等を活用した保健事業に積極的に取組むよう支援する。

ウ 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

診療報酬明細書の審査については、まず審査支払機関が行い、その審査したものについて保険者も請求内容の点検を行っている。

そのため、同じ診療報酬明細書について、審査支払機関が審査を行った後、保険者が同様の点検を行っており、効率的な運営となっていないとの指摘がある。

したがって、現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望通りに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。

エ 診療報酬明細書の審査体制の強化【平成 26 年度措置】

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は診療報酬明細書の審査を行っているが、審査支払機関間、同一機関であっても各地域の支部等との間において、診療報酬明細書の審査ノウハウが十分に共有されていない。そのため、同一の請求内容であっても審査する主体により、査定にバラつきが大きいとの指摘がある。

したがって、診療報酬明細書の審査の適正化及び審査支払機関、支部等の間での査定のバラつきを解消するため、将来的には審査の判断基準の統一化を目指し、コンピューターを使ったチェックの更なる拡充を図るとともに、審査委員会における審査ルール及び査定結果の共有化を図る。

オ 歯科診療報酬明細書の電子化の推進【準備状況の公表は平成 26 年度措置。普及状況及び電子化対応が困難な理由の調査結果の公表は平成 27 年度上期措置】

平成 26 年 3 月請求分における診療報酬明細書の電子化の普及状況は、医科・調剤の請求件数での割合はそれぞれ 96.6 パーセント、99.9 パーセント、施設数での割合はそれぞれ 87.2 パーセント、95.3 パーセントであり、共に電子化の普及は着実に進んでいる。一方、歯科

では、請求件数での割合が 66.2 パーセント、施設数での割合が 55.9 パーセントとなっており、歯科において診療報酬明細書の電子化が遅れている。

そのため、保険者は、容易に歯科診療報酬明細書を分析することができず、また、紙レセプトに掛かる追加コストを保険者全体で負担している。

したがって、保険者による診療報酬明細書データの分析等を推進する観点から、診療報酬明細書の電子化の猶予を受けている医療機関については、猶予期限である平成 27 年 3 月末までに着実に診療報酬明細書システムの導入が促進されるよう、歯科診療報酬明細書の電子化にかかる準備状況を公表する。なお、電子化対応の時期が明確でない医療機関については、引き続き電子化への勧奨を行う。

また、歯科のみならず内科・調剤も含めて診療報酬明細書の電子化をより促進するために、一定件数以上の請求件数があり電子化対応が行われていない医療機関の状況について、電子化対応が困難な理由を調査し、平成 27 年 4 月時点の電子化の普及状況と併せて公表を行う。

⑧医療機関の経営基盤の強化

ア 経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化【平成 26 年度措置】

医療法人の理事長については、原則、医師又は歯科医師とされているが、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、都道府県知事の認可を受けた場合には、医師又は歯科医師ではない理事からも選出することができるとされている。

一方、一部の自治体では、理事としての経験年数等、医師又は歯科医師以外の者が理事長になる際の要件を設けるなど、医師又は歯科医師以外の者が理事長になることを困難にし、門前払いをしている実態がある。

そのため、将来的に医療費抑制の流れが予想され、医療法人に更なる効率化が求められる中、企業等で実績を残した経営経験豊かな人材を医療法人の経営に活かすことができていない。

したがって、医師又は歯科医師以外の者が理事長候補者となる場合、一定の要件に該当する場合を除き、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で判断するよう自治体への周知が行われたが、各自治体における認可要件の適正化状況、当該申請件数、医療審議会の意見を聴いた件数等を調査し、医師又は歯科医師以外の者が不当に門前払いされる事態があれば当該自治体へ改善を促す。

イ 医療法人の経営の透明化・適正化【平成 26 年度検討・結論】

医療法人の会計監査は監事が行うこととされているが、社会医療法人債を発行している社会医療法人以外は、公認会計士又は監査法人による外部監査は義務付けられていない。また、医療法人の理事長・理事には、忠実義務や損害賠償責任等が定められていない。

結果、医療法人は株式会社等と比較して経営の透明化が低く、法令等遵守体制の構築が十分に担保されていないことから、法令等遵守の観点から問題がある事例が発生している。

したがって、医療法人が、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うために以下の点について検討を行う。

- ・社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務付けること
- ・一般社団法人及び一般財団法人と同様に、医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化すること
- ・メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令等遵守体制を構築するための方策

ウ 医療機関における業務範囲の明確化【平成 26 年度上期措置】

病院や診療所などの医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環として食品等を販売することは可能である。しかし、一部の自治体等による指導がその旨を踏まえたものとなっていないため、医療機関が患者のニーズに合ったサービスを適切に提供することができない現状がある。

したがって、医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環としてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。

⑨看護師の「特定行為」の整備

ア 看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討【平成 26 年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行（平成 27 年 10 月 1 日）に合わせて措置】

今国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案で創設される「特定行為に係る看護師の研修制度」において、「特定行為」は総合的な医療上の判断が必要であることに鑑み、看護師の判断能力を高める方向で研修制度を充実させる必要がある。

したがって、新たな研修制度における研修プログラムは、看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できるよう、フィジカルアセスメント、病態生理、解剖学、薬理学、医療安全に関する知識等を総合的に習得できる研修内容を含むものとするよう検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。

イ 看護師の「特定行為」における手順書の検討【平成 26 年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行（平成 27 年 10 月 1 日）に合わせて措置】

研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができるとされている。これは、医師があらかじめ出した指示の下で、医師の不在時であっても、看護師が自らの判断で「特定行為」を行うことが可能となる趣旨であり、特に医師が常駐していない介護施設や患者宅等において活用が期待される。

したがって、医師が看護師に示す手順書の項目については、研修を受けた看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できる内容とし、実施すべき「特定行為」を明示しつつも過度に細かく規定するような硬直的なものとならないように留意しつつ検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。

ウ 看護師の「特定行為」の対象の検討【看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについての周知は平成 28 年度までに随時措置。「特定行為」の対象を見直す枠組みは平成 26 年度検討・結論】

研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができるとされ、現在、厚生労働省から示されている「特定行為」案は 41 行為である。

こうしたなか、「特定行為」案から除外された行為について、看護師が行うのは禁止されたと認識されているのではないかとの指摘や、研修を受けた看護師がその判断能力を十分に生かすには「特定行為」の対象が狭いのではないかとの指摘がある。

したがって、制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず、「特定行為」に該当しないとされた行為のうち看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについて分かりやすく周知する。その際、医療機関に対し、看護師等がその行為を安全に実施できるよう研修を実施するなどの対応についても周知する。

また、「特定行為」の対象について制度の普及状況や関係者の意見等を踏まえ、見直す枠組みについて検討し、結論を得る。

エ 看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行（平成 27 年 10 月 1 日）に合わせて措置】

現在、厚生労働省が指定研修機関からの名簿の提出によって研修修了者の把握を行うことや、指定研修機関が研修修了者に対して修了証の交付や再発行を行うことが検討されており、今後、省令等にて規定される見込みである。

しかし、指定研修機関が指定取消となった場合や存続しなくなった場合に、修了証の再発行の申請が行えないとの指摘がある。

したがって、制度の円滑な運用を図るため、厚生労働省は、研修を修了した看護師ごとに、どの特定行為の区分に係る研修を修了したかの情報を管理する。また、指定研修機関の指定取消時等の場合、速やかに修了に係る証明を行う体制を構築する。

2 雇用分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

多様な働き手が社会に貢献できる環境を作り、一人ひとりの働く価値を高めることが、経済成長の源泉となる。

このため、多様な働き方やキャリア形成を可能とすることや、労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備が重要課題である。また、これまで意欲やスキルがあっても働くことが難しかった女性や高齢者なども含め、個人のライフスタイルや価値観に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる雇用制度を整える必要がある。

昨年（平成 25 年 6 月）の答申において、雇用改革の全体像を示して具体的な規制改革の提言を行った。その後、意見書として関係省庁に一段の提案を行い、その結果、労働者派遣法改正案の国会提出、またジョブ型正社員の雇用ルール検討の前倒しなどが行われ、改革に向けた取組が着実に進んでいる。

本年（平成 26 年 6 月）の答申では、残された重要項目や、継続して議論を深めているものも含め、総合的に審議を行った結果をまとめた。

具体的には、「多様な働き方の拡大」と、「円滑な労働移動を支えるシステムの整備」の観点から、5 項目の提言をまとめた。

これらの項目については、労使双方に様々な意見が見られるが、立場の相違を超えて、多様な働き方の実現、成長分野での雇用機会の創出等のために、抜本的な検討がなされることを強く望む。

当会議としても、更なる改革の進展を図るべく、今後、関係省庁の取組み状況を注視し、必要に応じて意見を示すなど、積極的に審議を進めることとする。

(2) 具体的な規制改革項目

① 多様な働き方の拡大

ア 労働時間規制の見直しー労働時間の新たな適用除外制度の創設ー

一律の労働時間管理になじまない働き方や、労働時間の長さで成果を測ることが難しい仕事分野が目立って増えてきている。労働者の側にも、短時間で成果を上げて評価されずに不満を持つ労働者など、その成果を労働時間で測ることを希望しない層が多様に存在する。グローバル化や子育て・介護に対応するためなど、働く時間帯を柔軟に選択したいというニーズもある。

一方、長時間労働を余儀なくされ、健康不安を抱える労働者が少なくない。仕事に適合しない一律の労働時間規制のために生産性向上が阻まれる場合も多い。こうした新しい環境の中、現在の正社員の無限定的な働き方を改善するためにも心身ともに健康で生産性の高い働

き方ができ、希望するライフスタイルを実現するための選択肢として、労働時間の長さや時間帯と賃金のリンクを切り離した新しい労働時間制度が必要である。

他方、わが国ではフルタイム労働者の総実労働時間は過去 20 年ほど変わっておらず、長時間労働がいまだに大きな社会問題である。年次有給休暇消化率、長期連続休暇の取得率が国際的に見ても際立って低い。この背景には、時間外労働に対する割増賃金率以外に有効な長時間労働の抑制策がないという労働時間制度の不備があると考えられる。健康を徹底して守るため、労働時間の量的上限規制、休日・休暇取得促進に向けた強制的取組など、長労働時間を直接的に規制する制度の導入が必要である。

上記の「新しい労働時間制度」、「労働時間の量的上限規制」、「休日・休暇取得の強制的取組」の 3 つの改革は、個別に議論されると、使用者側・労働者側いずれかの反対を受け、議論が進まないことが懸念される。このため、三位一体で改革を進める必要がある。

三位一体の新しい労働時間制度は、労使双方が納得する仕組みとするため、「労働時間規制の見直しに関する意見」（規制改革会議意見（平成 25 年 12 月 5 日））を踏まえ、国が示す対象や規制内容に係る枠組みの下で労使合意により現場の実態に合った選択を可能とすること、当初は過半数組合がある企業が選択できるものとする、労働基準監督署長への届出を要件とすること、新たな働き方にふさわしい適切な処遇を確保することなどが必要である。

なお、制度が機能するために、労働時間の長さによらない評価基準の明確化、職務範囲・責務の明確化、職務限定型の働き方の促進などにより、長時間労働が是正されるよう工夫が必要である。

以上の観点から、次に取り組む。

(P)

イ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

ジョブ型正社員（職務、勤務地、労働時間いずれかが限定される正社員）は、専門性に特化したプロフェッショナルな働き方、子育てや介護と両立する働き方、正社員への転換を望むが職務等を限定したい働き方などの受け皿として重要である。

ジョブ型正社員は多くの企業で既に導入されているが、その特性に沿った雇用管理について書面で明示されていない、又は、明示されていても実際の運用において徹底されていないことが多い。

ジョブ型正社員が広く普及・定着し、活躍できる環境整備のためには、その雇用管理が適切に行われ、社会全体がその価値を広く認めていくことが必要である。

このため、まずジョブ型正社員の形態・内容について労働契約や就業規則で明示的に定めることが必要である。

さらに、従来の「無限定契約」と「ジョブ型（限定）契約」との相互転換を円滑化し、ライフスタイルやライフサイクルに合わせた多様な就労形態の選択を可能にすること、また、両契約類型間の均衡処遇を図ることが必要である。

これら労働条件明示、相互転換制度及び均衡処遇について、将来的な労働契約法や労働基準法等の法律改正を視野に入れつつ、適切な雇用管理が広く定着していくよう、指針となるものを示すなど実効性ある取組が必要である

以上の観点から、次に取り組む。

- a 職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示などの雇用管理上の留意点、好事例及びそれらを踏まえた就業規則の規定例等を取りまとめ、周知を図る。【平成 26 年 7 月までに取りまとめ、速やかに実施】
- b 労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の解釈を通知し周知を図る。【平成 26 年中に実施】
- c 労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

ウ 労働者派遣制度の合理化【平成 26 年度開始】

労働者派遣制度については、派遣労働者の保護のため派遣先労働者と派遣労働者の均衡処遇等により派遣労働の濫用防止を図る必要がある。また、「労働者派遣制度に関する規制改革会議の意見」（平成 25 年 10 月 4 日）に示すとおり、平成 24 年改正法の規定について、働き方の選択肢を増やす等の観点から見直すべきである。

以上の観点から、労働者派遣制度について、平成 24 年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。

② 円滑な労働移動を支えるシステムの整備

ア 有料職業紹介事業等の規制の再構築【平成 26 年度検討開始】

職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の民間人材サービスは、重要な社会インフラであり、国際条約（ILO181 号条約、我が国は平成 11 年に批准）においても、雇用仲介事業の果たし得る役割を明確に認めている。

しかし、我が国においては、雇用仲介事業の原則禁止を前提とする労働基準法等の枠組みの下、職業安定法などにおいて、人身売買・強制労働の危険防止、中間搾取の危険防止、雇用保護の要請といった観点から、例外的に認められているにとどまっている。

時代の変化に伴い人材サービスが多様化・複合化する中、現行の関連法制は旧来の事業形態ごとの縦割りの制度となっており、各種サービスの一元的な提供や新たなビジネスモデルの発展の阻害要因となっている。

また、ITを活用して次々と登場する新たなサービスと現行法制との関係が明確でないことも、今後の人材サービス発展の妨げとなるおそれが強い。

さらに、旧来型のサービスを前提に規定された諸規制が、事業者の業務運営に過剰な負担を課し、効率的なマッチングサービスの提供を困難にしている面もある。

各種の人材サービスを俯瞰し、雇用仲介事業を原則禁止とした現行の縦割りの制度を本来の規制目的に沿って整合性のとれたものに見直すことが必要である。

したがって、健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。

- ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方
- ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方
- ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方

イ 労使双方が納得する雇用終了の在り方

働き手のニーズや産業構造の変化等の環境変化に即して、円滑な労働移動を実現する必要がある。このため、いわゆる日本型雇用から変容する雇用システムとの整合性を踏まえ、労使双方が納得する紛争防止・解決制度の多様化を図る必要がある。

適切な雇用終了の手続きを明確化することで紛争の未然防止を図る必要がある。あわせて、新たな職場の確保に努力する事業者や労働者への支援策を組み合わせ、労使双方にとって望ましい制度の整備が必要である。従来、国や地方では経済政策や雇用政策等も踏まえ様々な就労支援を行っている。このような就労支援を十二分に活用し、円滑な労働移動を可能とすることが紛争解決にも資すると期待される。

また、司法の資源には一定の限界がある。労働審判を含む司法の解決機能を補完し、より身近で迅速な解決を可能とするため、行政機能の強化が必要である。

欧州主要国では、様々な形で新しい職場確保への支援策や司法による紛争解決を補強する仕組みが構築されている。諸外国の制度も参考としつつ、我が国の実情に即した制度の検討が必要である。

さらに、訴訟における解決の在り方も検討が必要である。現在の制度においては、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は無効とされる。このため、復職が困難である、あるいは労働者が復職を希望しないという実態であっても、解雇の訴訟では、労働者が、解雇が無効で労働契約が継続しているとして解雇期間中の賃金の支払いを求

める訴えを提起する場合が少なくないとみられる（最終的には金銭補償による和解で解決する。）。また、都道府県労働局によるあっせんや労働審判などにおいても、金銭補償による解決が多くみられるが、補償の水準にはばらつきが大きいとの指摘もある。労使双方にとって実態に即し納得が得られる訴訟解決を可能とする制度について検討を深める必要がある。

このような紛争の未然防止、再就職支援及び訴訟解決などは、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムを一体として形成するものであり、総合的に検討を行う必要がある。

したがって、（P）

3 創業・IT等分野

（1）規制改革の目的と検討の視点

創業・IT等分野における規制改革事項については、新規ビジネスの創出、経営の効率化、産業の新陳代謝等による経済成長を達成するため、各種産業にまたがる規制を広く見直すこととした。その視点として、①起業・新規ビジネスの創出・拡大、②ITによる経営効率化、③産業の新陳代謝、④国民の選択肢拡大、⑤エネルギー・環境分野における規制改革、⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革、という6つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革事項を取りまとめた。

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

継続した経済成長のためには、産業の新陳代謝が進み、新規ビジネスが絶え間なく創出される環境を整備することが重要である。そのための施策として、企業に対する資金供給の促進、大学発ベンチャービジネスの育成等を促す規制の見直しが求められる。

ア 動産及び債権を担保にした資金調達の推進

我が国の企業が保有する資産のうち、在庫・売掛債権は約300兆円に及ぶが、これらの資産を担保にした融資は、事業向け融資全体の0.1%程（2012年現在で9,643億円）にとどまっており、あまり活用されていない。一方、動産及び債権を担保にした金融手法（いわゆるABL）は、不動産担保や個人保証へ依存した融資の代替的な手法として注目されており、米国においてはABLが事業向け融資の20%（2009年現在で4,800億ドル）を占めている。

ABLを通じた成長資金の拡大を促進する観点から、必要な方策等について検討し、措置を行う。

イ ベンチャービジネスの育成

産業競争力強化法の成立により、国立大学がベンチャーキャピタル等を介して大学発ベンチャーに出資することが可能となり、今後、最先端の研究成果の活用が進むことが期待され

る。本スキームは総額で1,000億円という巨額の投資であり、国内先端技術ベンチャー企業への影響も大きく、無駄な投資とならないよう慎重な運用が必要となる。その一方で、現状の制度設計においては、投資の運用を行う業務執行法人（いわゆるジェネラルパートナー、GP）の独立性や、投資の成否を左右する専門能力の高いGPの選定等に対する課題が指摘されている。

大学発ベンチャー等への出資を確実に成功させるため、適正な運用の確保、事後的な検証など必要な措置を行う。

ウ 高圧ガス関連規制の緩和

高圧ガスを用いる産業は幅広く、例えば石油化学工業は出荷額約27兆円・雇用約67万人と我が国にとって重要な産業の一つである。高圧ガス保安法では、第1種製造者に該当する事業所（高圧ガスの使用量が合計100m³/日以上）においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合には都道府県知事の許可を得る必要がある。海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

イノベーションの創出を促すため、国際競争力の維持・向上を念頭に、高圧ガス設備の新設・変更時に必要となる手続きの簡素化を図る。

②ITによる経営効率化

情報通信技術（IT）は、あらゆる領域に活用され、イノベーションをもたらすとともに、人的資源の適切な配分や、業務効率向上、コスト削減などを通じた経営効率の向上を可能としている。しかし、我が国においてはIT活用がまだ十分といえず、事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備するため、ITの利活用を強力に進めていくことが重要である。

ア 国税関係帳簿書類の電子化保存

中央官庁の行政文書ファイルの94.6%は紙媒体*、民間でも多くの保存書類は紙媒体と言われるなど、我が国はまだ紙中心の社会となっている。中でも、税務関係書類においては、多くの企業等が紙の証憑や契約申込書類等も含め、膨大な書類を倉庫などに保管しており、その年間保存費用は約3,000億円に及ぶとされている。企業のみならず、所管当局の事務効率化に資する方策を検討する。

*平成24年度公文書等の管理等の状況について

イ 手続きの電子化・オンライン化

通知や、申請、照会をはじめとする行政手続は、国に関するものだけでも年間4億件を超える件数の申請・届出等が行われているが、オンライン利用率は41%*に留まる。手続きの

オンライン利用は、国民や事業者等の行政機関とのやり取りにおける負担軽減をもたらすだけでなく、行政機関においても、効率的な事務処理を可能とし、正確で迅速な行政サービスを提供することに寄与するものである。しかしながら、未だオンライン化がされていない、もしくは利用者にとって十分でないものが多数ある。

国民や事業者の利便性向上と全体の効率化の観点から、手続きの電子化や取引照会のオンライン化などについて検討する。

*総務省 平成 24 年度における行政手続オンライン化等の状況

③産業の新陳代謝

IT 化、グローバル化等に伴い、産業の構造や取り巻く環境が大きく変わりつつある中、関連した規制が長期間見直されていないことによる弊害が指摘され、また規制の必要性そのものに疑問が呈される状況となっている。産業の新陳代謝を促し、さらに産業競争力の向上、また新規ビジネスの創出を促すためにも、関連した規制を時代に合致したものに見直すことが必要である。

ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し

消費社会が成熟し、多様化した消費者のニーズに対応するため、メーカーと流通業者が連携して消費者理解に基づいた付加価値の高い商品が提供できるような競争環境の整備が求められている。しかし、現行の独占禁止法上の再販売価格拘束および非価格制限（総称して「垂直的制限」という。）に係る規制は、①違法性の判断基準が曖昧で事業者に萎縮効果を与えていること、②ブランド間競争が維持されていたとしてもブランド内競争への制限効果をもって違法性を認定されてしまうこと、③垂直的制限による競争促進効果を考慮していないこと等から、上記のような競争環境の整備を妨げているとの指摘がある。

「流通・取引慣行ガイドライン」において、垂直的制限規制に係る違法性の判断基準を見直すとともに、適法となる行為を明確化する。

イ 一般集中規制の見直し

独占禁止法においては、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等が禁止されているが、グローバル化や市場の巨大化がこれまで以上に急速に進む今日において、当該規制（一般集中規制）は日本国内における経済活動を過度に制限・委縮等させるものであり、廃止すべきとの指摘がある。また、各企業には事業年度毎に公正取引委員会に事業報告書を提出することが求められており、企業に過度の負担を強いるものとなっているとの指摘もある。

本規制の存在意義について明らかにしつつ、報告の簡素化等の見直しを行う。

④国民の選択肢拡大

ダンス文化が広く国民に受け入れられるようになったり、高齢化に伴い食料品等の購入に苦勞する人が増加するなど、時代・環境の変化とともに国民が求めるサービスも大きく変化してきている。現代の国民のニーズに合致し、国民生活の利便性をさらに向上させる新しいサービスの創出を促すため、関連した規制の見直しが求められている。

ア ダンスに係る風営法規制の見直し

近年、社交ダンス以外にも様々なダンス（ヒップホップ、サルサ等）が国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が増している。一方、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、未成年者立入禁止など厳しく規制されている。このため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの指摘がある。

2020年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法の見直しについて検討する。

イ 食料品アクセス環境の改善

過疎化が進む地方を中心に「買い物弱者」と呼ばれる高齢者が増えており、およそ600万人程度が食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれているとされている。食品の移動販売は一つの解決手段となり得るが、移動販売を行うための許可申請を行うにあたり、自治体によって申請書が統一されていない、また、ガイドライン（自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について）が時代に合っていないなど、許可手続きや基準の改善を求める声がある。

買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、必要な規制の見直しを行う。

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

安定した経済成長および国際競争力の維持・向上を図るためには、高効率なエネルギーの導入や省エネルギー政策だけでなく、その利用に当たっての規制の見直しによる業務効率化を図ることも重要である。また、PCBなどの有害廃棄物の処理にあっては、環境や人への影響を最小にすることは当然として、事業者にとって過度な負担とならないよう配慮し、処理が促進されるよう関連規制の見直しを行うことも必要である。

ア 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化

微量PCB汚染廃電気機器等は、現状国内に160万台存在すると推定されているが、特別監理廃棄物として2027年までに無害化処理を行うことが求められており、その迅速化が必要である。その一方で、処理対象物の基準が汚染リスクに対し過度であるとの指摘、また、リ

スクに応じた合理的な処理対象基準を求める声がある。

微量 PCB 汚染廃電気機器の処理の大幅な促進と資源の円滑な国内循環が進むよう、関連した規制の見直しについて検討する。

イ 電気事業者の業務効率化

電気事業者の業務効率化を図る方策の一つとして、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物（発電所等）の管理方法について簡素化の検討を行う。

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

①～⑤の視点以外にも、民間事業者等から要望を受けている規制改革事項について広く対応し、イノベーションの喚起、事業者の業務効率化等により、安定した経済成長の実現を目指す。

ア 金融機関に対する取引照会の合理化

金融機関は税務署、福祉事業所、警察庁等から、顧客の取引に関する照会の要請を多数受け、迅速に対応している。取引照会には、主に、税務署・市町村からの税務調査・滞納者の資産調査、警察庁からの捜査事項に関する調査、福祉事務所からの生活保護申請者の資産調査などがあり、数十年以上書面によるやり取りが行われている。取引照会の照会件数は、税務調査だけでも1社あたり年間100万件以上に及ぶことがあり、人件費・設備費をかけ、専門部署で対応している。また、業種によっては、年間の照会件数は数千件であるものの、回答に必要な提出書類量が膨大になることがある。これら取引照会の照会書の書式は、発送する各管轄署に任されており、統一されていないことから、業務に大きな負担を生じているとの指摘がある。

金融機関の業務効率化を図る観点から、必要な規制の見直しを行う。

イ 金融機関の業務効率化

金融機関はその公益性に照らして、法令等によって様々な書類の作成や手続きが定められ、業務上の負担が生じていることから、それらの書類や手続き等の合理的な見直しを求める声がある。

金融機関の業務効率を向上させる観点から、公開買い付けを迅速化する方策、外貨定期預金の自動継続時における手続き等について検討する。

ウ 建設に係る規制の緩和

建設業・建築物に対する各種規制については、時代や環境に合わせた見直しが必要であり、例えば建設業許可手続きにおける役員関連の提出書類の簡素化等、業務の効率化や建築物の

新陳代謝を促す。

エ 各種責任者の要件緩和

建設業法における主任技術者・監理技術者、高圧ガス保安法における認定完成検査実施者・認定保安実施者など、業務等を実施する際に資格を持つ人物の配置が必要となる場合があるが、資格を得るための要件が厳しい・代行者が認められていないとの声がある。

これら業務を効率的に進めるため、資格者に対する要件の緩和について検討する。

オ 物流の効率化

我が国の貨物自動車による輸送は、市場規模 12 兆円を超え、貨物輸送全体の 8 割以上を占めており、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっている。ここ数年の景気回復基調を受けて貨物輸送量は増加しており、更なる輸送力の強化が必要であるとの指摘がある。

貨物自動車運送事業者が柔軟かつ効率的に事業を行う体制を整備する観点から、貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用について、用途や期間の制限を緩和する検討を行う。

カ 各種手続きの緩和

上記に挙げた規制以外にも、企業年金に係る手続きを始め、事業の効率化等に資する規制緩和は事業者から広く要求されている。事業者にとってより円滑なビジネス環境を整備するため、各種手続きの見直しを行う。

(2) 具体的な規制改革項目

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

ア 動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善

a 動産・債権譲渡登記制度の運用の改善【平成 26 年度検討・結論】

動産譲渡登記制度および債権譲渡登記制度は、それぞれ登記による引渡し、また登記による確定日付証書の通知があったものとみなされる制度であり、第三者に対して一定の対抗要件が具備されるものである。しかし、動産・債権譲渡登記は、一度登記した事項について変更ができない等、使い勝手がよくないとの指摘がある。

したがって、動産・債権譲渡登記において、ABL の健全な発展を図る観点から、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の意見や要望を聴取し、商号、保管場所等に変更等が生じた場合（譲渡対象の同一性を害さない場合に限る。）に係る運用上の課題について検討し、結論を得る。

b 動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し【平成 26 年度検討・結論・措置】

動産・債権譲渡登記をするためには、動産・債権を特定するために必要な事項を記載

する必要がある。動産や債権は無数に存在するため、その特定方法にも多様なニーズがあるものの、登記に記載可能な事項やその方法が限られているため、登記ができないケースがあるとの指摘がある。

したがって、動産・債権を特定するために必要な記載事項や方法について、利用者の要望を聴取し、不当な包括担保の抑制や第三者の判断リスクへの配慮をしつつ、より柔軟な登記を可能とする観点から、倉庫内にある一切の在庫や取引に係る一切の債権などの記載方法等について検討し、必要な措置を行う。

c オンラインを用いた申請の利便性の向上【措置済み】

動産・債権譲渡登記は、オンライン申請をすることができるが、利用にあたっては、譲渡人や譲受人の電子証明書が必要となっている。しかし、不動産登記のオンライン申請のように譲渡人や譲受人の電子証明書を不要とする方法がないため、利用し難いとの指摘がある。

したがって、動産・債権譲渡登記の申請方式について、オンラインを用いつつ電子証明書を要しない方式を検討し、必要な措置を行う。

d 動産譲渡担保権の実行の方策【平成 26 年度検討・結論】

動産譲渡担保は、占有の移転が容易であり、債務者が担保動産を隠匿すると担保価値が毀損される恐れがある。よって、譲渡担保権の実行に当たって、その執行に時間がかかると、執行までの間に目的動産の担保価値が毀損される恐れが高まるため、動産譲渡担保に配慮したより迅速な実行方法を整備すべきとの指摘がある。

したがって、動産譲渡担保の実効性を確保する観点から、動産譲渡担保融資を利用する金融機関等の意見を聴取するとともに、執行実務の実情も踏まえ、担保価値の毀損が懸念される動産譲渡担保に配慮した迅速な執行を確保するための方策について検討し、結論を得る。

イ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等

a 事業者における適切な体制整備【平成 26 年度以降継続的に実施】【P】

平成 24 年度補正予算より、産学連携による実用化研究開発の推進事業費が 4 国立大学法人（東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学）に支出された。本資金については、産業競争力強化法の成立により、国立大学法人がファンドを通じて大学発ベンチャー等に出資することが可能となった。ファンドへの民間・大学の出資割合や利益相反マネジメント等の枠組みについては、文部科学省の官民イノベーションプログラム部会において議論されている。部会において定められた指針について、ファンドの中立性や独立性等の懸念が指摘されている。

したがって、特定研究成果活用支援事業者について、常勤・中立性・独立性を確保し、適正なガバナンスが実行できる体制を整備できるよう、当該事業者の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の認定にあたっては、当該体制が整備されていることを条件とする。

また、本事業は、国立大学法人等が出資を行うことによって特定研究成果活用支援事業を支援する点をふまえ、事業全体として資金回収の蓋然性が高くなるよう、特定研究成果活用支援事業計画の中で事業の内容及び用途を明確化させる。事業の内容及び用途が合理的でない計画については認定しないこととする。

b 業務執行法人等の統制【平成 26 年度以降継続的に実施】【P】

業務執行法人の議決権について、大学が 2/3 以上保有するとなどの要件は不要であり、大学から当該法人への統制は契約によって実施することで担保可能との指摘がある。資本関係を通じた統制を求めないことにより、科学技術研究主体としての大学から一定の独立性を確保し、当該法人の投資の専門能力を十二分に発揮させることが可能となる。

したがって、国立大学法人から認定特定研究成果活用支援事業者への出資認可に際して、その認可基準（文部科学大臣決定）において、大学による議決権の行使に当たっては、外部の有識者の意見を聴いた上で行うなど、事業者による意思決定に係る独立性・中立性に十分に配慮することとする。また、当該大学における事業者の選定に当たっては、事業者がベンチャー企業等への投資を実施するに当たっての高い専門能力を有することについて厳正に審査することとする。

c 業務執行法人等の選定【平成 26 年度以降継続的に実施】【P】

特定研究成果活用支援事業について、国立大学の研究成果の活用促進となっているかどうか進捗・成果のフォローアップ・評価を行い、当該事業の枠組み・在り方について見直すことで、今後の当該事業の在り方に生かす必要がある。

したがって、国立大学法人による特定研究成果活用支援事業者の選定等について、そのプロセスの事後的な検証が可能となるよう、各大学において記録保持を行うこととする。

d 成果の評価【平成 26 年度以降継続的に実施】【P】

上記施策に加え、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づき、監督官庁として、産業競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。

e 制度の在り方【平成 26 年度以降継続的に検討、必要に応じて措置】【P】

上記施策に加え、認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証（投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。）の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置を執る。

ウ 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大【平成 26 年度検討・結論】

現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の 10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」（いわゆるベンチャー企業）に投資する場合は、10 年以内に限り、その合算対象から除かれる。なお、新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立 10 年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の 3%超などの要件がある。また、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。今後もますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要ではないかと思料される。

したがって、ベンチャービジネスを育成する観点から設けられている制度の趣旨を踏まえ、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲を拡大することについて、ベンチャービジネスの実態や保険会社のリスク管理の観点を踏まえつつ検討を行い、結論を得る。

エ 研究設備に対する高圧ガス規制の緩和 ※国際先端テスト実施事項

a 許可制度の緩和【平成 26 年度検討開始、平成 27 年度結論、結論を得次第措置】

高圧ガス保安法の第 1 種製造者に該当する事業所においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合には都道府県知事の許可を得る必要がある。海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

したがって、高圧ガス使用量が 100m³/日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあっては、新設・変更時に必要となる手続きの簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を

得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。

b 提出用図面の書式緩和【平成 26 年度措置】

高圧ガス保安法の第 1 種製造者に係る許可を取得する際に提出を求められるフローシート又は配管図について、フォーマットの法令上の規定は無いにもかかわらず、都道府県によってはアイソメ図の提出を求めているところがある。

したがって、高圧ガス保安法に係る手続の際に提出が必要となるフローシート又は配管図について、以下を周知する。

①原則的には P&ID 図（※）で良いこと

②①以外のアイソメ図等の提出を求めるときは、許可にあたっての審査に特別に必要な場合等、必要最小限とすること

※P&ID 図： 配管計装線図（2次元図）、アイソメ図：等角投影図（3次元図）

オ 高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用【平成 26 年度検討・結論】

高圧ガス保安法では、耐圧・気密性能に関して設計・製作時の技術基準をそのまま維持管理にも適用しており応急的な補修に関する技術の記載がないため、海外、また国内の高圧ガス保安法非適用設備への適用実績のある応急的な補修技術が適用できない。

したがって、新たな補修技術について、適用条件等の調査結果を踏まえ、安全性等を確認した上で検討を行い、結論を得る。

カ クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し【平成 26 年度上期結論】

クラウドを利用した情報処理サービスについて、著作権侵害のおそれから、国内においては海外と同様のサービスができておらず、また新規サービス創出の障害となっているとの指摘がある。クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべきである。

したがって、著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。

キ 外部委託先の監督についての明確化【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

現状の金融機関の検査・監督においては、クラウドサービス特有のリスクについて、その管理・監督手法が確立されておらず、外部委託先管理の枠組みの中でクラウドサービス事業者への管理態勢を確認することとされ、また、検査・監督で参考とする「金融機関等コンピ

ユータシステムの安全対策基準・解説書」においても現在の基準は当面の暫定的な対応としている。そのためクラウドサービス事業者も金融機関も手探りの状態であり、一部の事業者においては、保守的な金融機関の要請に対応できず、サービス提供が困難となる事態が生じている。金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。

したがって、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。

ク 中国向け輸出水産物に係る手続きの円滑化（衛生証明書発行機関の変更）【措置済み】

中国への水産物輸出のためには衛生証明書が必要となるが、発行する組織が国内4検査機関しか存在せず、発行業務の円滑化が必要であり、行政機関での衛生証明書の発行を可能とすべきである。

したがって、中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。

ケ 食品加工・輸出手続きの円滑化（食品衛生管理者の資格取得の円滑化）【平成27年度措置】

特に衛生上の考慮を必要とする食品の製造・加工を行う場合、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者の資格を得る方法の1つとしては、食品衛生管理者資格認定講習会を受講することがあるが、講習会の受講機会が年1回・全国1か所と少なく、受講機会を増やすことが求められている。食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加により、受講者の負担の軽減を図られるようにすべきである。

したがって、食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国4か所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。

コ 働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和【措置済み】【P】

現行法上、日本料理の調理業務に従事することを予定している外国人に付与される在留資格は存在せず、外国人が働きながら日本料理を学ぶことはできない。在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で調理業務に従事（就労）することを可能とするべきである。

したがって、農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、

日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。

サ 梅酒の表示の適正化【業界団体による自主基準の策定まで随時措置】

酒税法上、梅酒は梅のみを使った場合も人工酸味料を添加した場合も同じ「リキュール」として扱われる。梅酒の区分表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示するべきである。

したがって、業界団体における、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。

シ 多様化する農業法人での雇用労働への対応【措置済み】【P】

労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定は、「土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業」に係る者には適用されない。農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱について明確にしたガイドライン等を作成するべきである。

したがって、農林水産省と連携し、農業における6次産業化の実態把握に努め、具体的な対応の必要性について農林水産省と検討し、その有無につき結論を出す。

ス 無人ヘリコプターの重量規制の緩和【措置済み】

航空機製造事業法で定められる無人機については総重量100kg以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの150kgに引き上げるべきである。

したがって、航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機製造業の実態に合わせ見直しを行う。

セ 地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和

a 定款記載事項の変更【平成26年度検討・結論】

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中、地域の実情に応じて自由な活動が必要となっている。一方で、商工会議所法の認可事項に関する手続き（定款変更の一部）は許可が必要となっており、その機能を最大限に発揮できていないとの指摘がある。

したがって、商工会議所の定款記載事項の変更において、認可制から届出制に緩和することについて検討し、結論を得る。

b 役員及び議員定数の基準【平成26年度検討・結論】

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど

質的に大きく変化する中、地域の実情に応じて自由な組織編成が必要となっている。一方で、各地商工会議所及び日本商工会議所の役員定数の基準並びに各地商工会議所の議員定数の基準については、地域ごとの自由度が低く、その機能を最大限に発揮できていないとの指摘がある。

したがって、商工会議所の役員及び議員定数の基準について、地域の実情に応じ見直しを行うことについて、商工会議所の会員数の規模等を踏まえた上で検討し、結論を得る。

ソ 銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し【平成 26 年度検討・結論】

改正銀行法施行規則において、商品の売買が、一定の条件のもとに銀行持株会社の子会社の業務として認可対象とされているが、売買の媒介、取次ぎ又は代理は、認可対象として明示されていない。我が国金融機関の国際競争力を確保し、かつ、関連リスクを最小限に抑制するため、商品の売買だけではなく、その媒介、取次ぎ又は代理を行うことも特例子会社対象業務として認めるべきである。

したがって、現行制度において、銀行持株会社の特例子会社対象会社の業務として、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買業務が認められていることを踏まえ、特例子会社対象会社の業務として商品の売買の代理、媒介又は取次ぎを行うことについて検討を行い、結論を得る。

タ 保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大【平成 26 年度検討・結論】

現行法令上、保険会社が「その他の付随業務」として行うことのできる「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針において「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」が可能だが、公募投信の「個別の商品内容」に係る紹介及び説明は認められていないと解されている。多様なニーズに応える投信商品の提供を行うため、保険会社による投信商品の説明および投信商品パンフレットの配布が可能となるよう追記するか、または、施行規則において保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販社契約の締結の代理」を追記すべきである。

したがって、保険業法施行規則第 51 条に規定される付随業務として、既に認められている金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行（同条第 6 号）に加え、投信販社契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能か等について、同法第 100 条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討し、結論を得る。

チ NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）【平成 26 年措置】

現在、NGN 上での OAB～J 番号を用いた品質保証型での IP 電話サービスは、いまだ NTT し

か提供しておらず、NGNにおける公平な競争環境が整っているとはいえない状況となっている。また、2012年の答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」の検討会においても、複数の事業者が、帯域保証機能の提供を求めており、公平な競争環境整備のため、早期にNGNにおける帯域保証機能のアンバンドルについて議論を実施し、実現させることが必要である。

したがって、ICT利活用による経済成長や国際競争力を向上させる観点からNTT東西のNGNを利用した品質保証型のIP電話サービス実現に向けた事業者間協議を促進する。

②ITによる経営効率化

ア 国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し【平成26年度以降早期検討・結論】

電子帳簿保存法の施行により、財務関係書類、税務関係書類等の国税関係書類の電子保存が可能となった。電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直すべきである、また、簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直すべきである。さらに税務関係書類等の国税関係書類の電子保存（スキャナ保存）に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直すべきである。

したがって、国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、結論を得る。

イ 公的機関からの電子的手段による通知の促進

α 公的機関からの電子的手段による通知の促進①【平成27年9月までに措置】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化を行うべきである。

したがって、eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ、eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。

b 公的機関からの電子的手段による通知の促進②【マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、個人への税額通知方法の統一（データを一本化し、各納税者が専用ホームページへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等）を行うべきである。

したがって、各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行う。

ウ 公的機関からの電子的手段による通知の促進③【平成 27 年 9 月までに措置】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。

したがって、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係る eLTAX 仕様の統一的なフォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成 27 年 9 月を目処に対応する。

エ 非対面サービスでの本人確認、年齢確認【事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論】

犯罪収益移転防止法において、クレジットカード交付契約時など本人確認を求められるが、原則対面であり、非対面の場合は本人確認書類の送付もしくは電子署名法に基づく電子証明書が求められる。非対面での本人確認については、国民や法人等の利便性を高めるため、非対面で完結する簡便な本人確認方法を構築するべきである。

したがって、非対面での本人確認については、FATF 勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。

オ 教育情報化の推進に関する制度見直し等【平成 26 年度検討開始、平成 28 年度結論】

学校教育法において、教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、教科書検定制度や無償給与制度等を見直すべきである。

したがって、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこ

れらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成 26 年度までに課題を整理し、平成 28 年度までに導入に向けた検討を行う。

カ 現況地形及び施工図の 3D 化・配信の推進【平成 26 年度検討】

公共工事の設計、積算、入札及び契約については 2D の設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから 3 次元化を推進すべきである。

したがって、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3 次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図る CIM (Construction Information Modeling) について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成 26 年度には 3 次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。

キ 建築確認申請の電子化【措置済み】

新しい建築生産手法として BIM (Building Information Modeling) を用いた設計手法や施工管理手法に注目が集まっているところ、BIM の普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべきである。

したがって、BIM (Building Information Modeling) や CAD 等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について通知する。

ク 地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化【平成 27 年度措置】

電波中継装置の電波申請において、現行の「電波利用電子申請・届出システム」においては、多数のアンテナ情報を一つ一つ入力する必要がある。多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1 件ごとの入力ではなく、一覧表の添付 (excel, csv 形式など) で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。

したがって、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成 27 年度のシステムの機能改修において措置する。

ケ 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和【措置済み】

保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。